

第1章 都市計画マスタープランの目的と内容

1-1 都市計画マスタープランの目的と意義

産業、社会構造が変化し、市民の価値観が多様化している現代社会において、都市を豊かな生活な場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めることが必要となっている。そのため、広域的観点と地域的観点および行政的視点と地域住民的視点の双方に配慮しつつ、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、種々の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが非常に重要となっている。

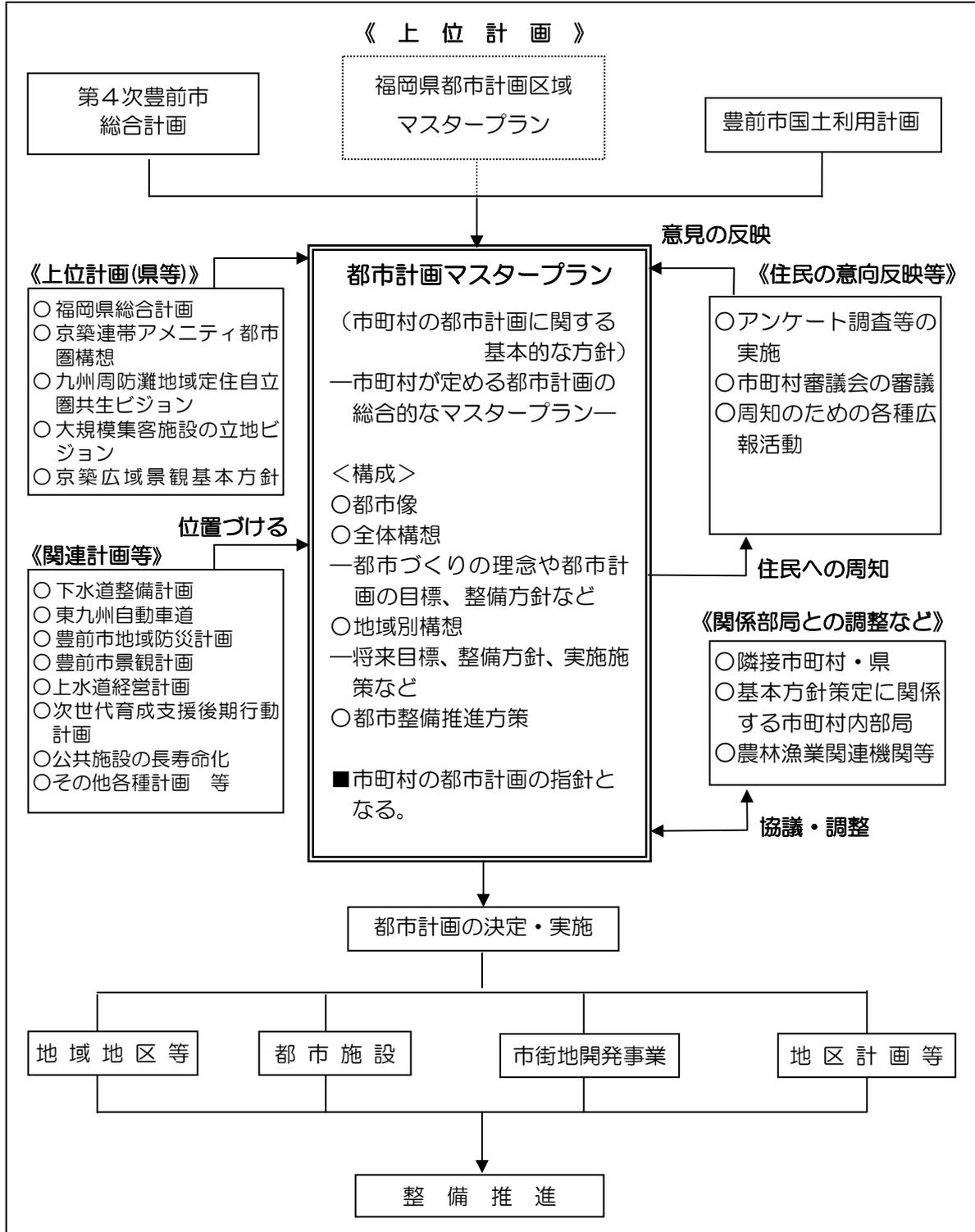
以上のような認識のもとに、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かく、かつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）が平成4年の都市計画法の改正により、新たに創設された。

豊前市都市計画マスタープラン（以下「本マスタープラン」）は、上位計画である「地方自治法による市町村の基本構想（＝豊前市総合計画）」および「国土利用計画法による市町村計画」などに則し、また関連する諸機関、各種の構想や計画などとの整合を図るとともに、住民の意見を反映させ策定を行い、京築広域市町村圏における中心都市として、豊前市（以下「本市」という）における将来の土地利用、交通体系および市街地整備の方針などを明らかにすることを目的として定めるものである。

この中では、広域的な位置づけとしての都市の将来像はもとより、都市の実情に応じたまちづくりの方針を定めることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。また、都市計画法の細分化や地域計画の拡充などによって、地区レベルの計画についても、都市全体のまちづくりの方向性の中で体系的に位置づけるものである。一方、こうした都市環境の整備、開発方針に加えて、都市を取り巻く豊かな自然環境についての保全および都市との共存の方針についても併せて位置づけを行っていく。

今回、上記の目的で策定した本マスタープランを時代の変化に対応して、近年の著しい社会状況の変化をはじめ、国の都市計画のあり方などの変更、東九州自動車道の開通に向けた道路網の再検討、広域的なまちづくりのあり方の見直しなど、現在の本マスタープランに反映されていない事項などを検討するとともに、最近の住民意識の調査を行い、意見を反映することが主な見直し内容である。

図1-1 都市計画マスタープランの位置づけと全体構成



1-2 都市計画マスタープランの内容

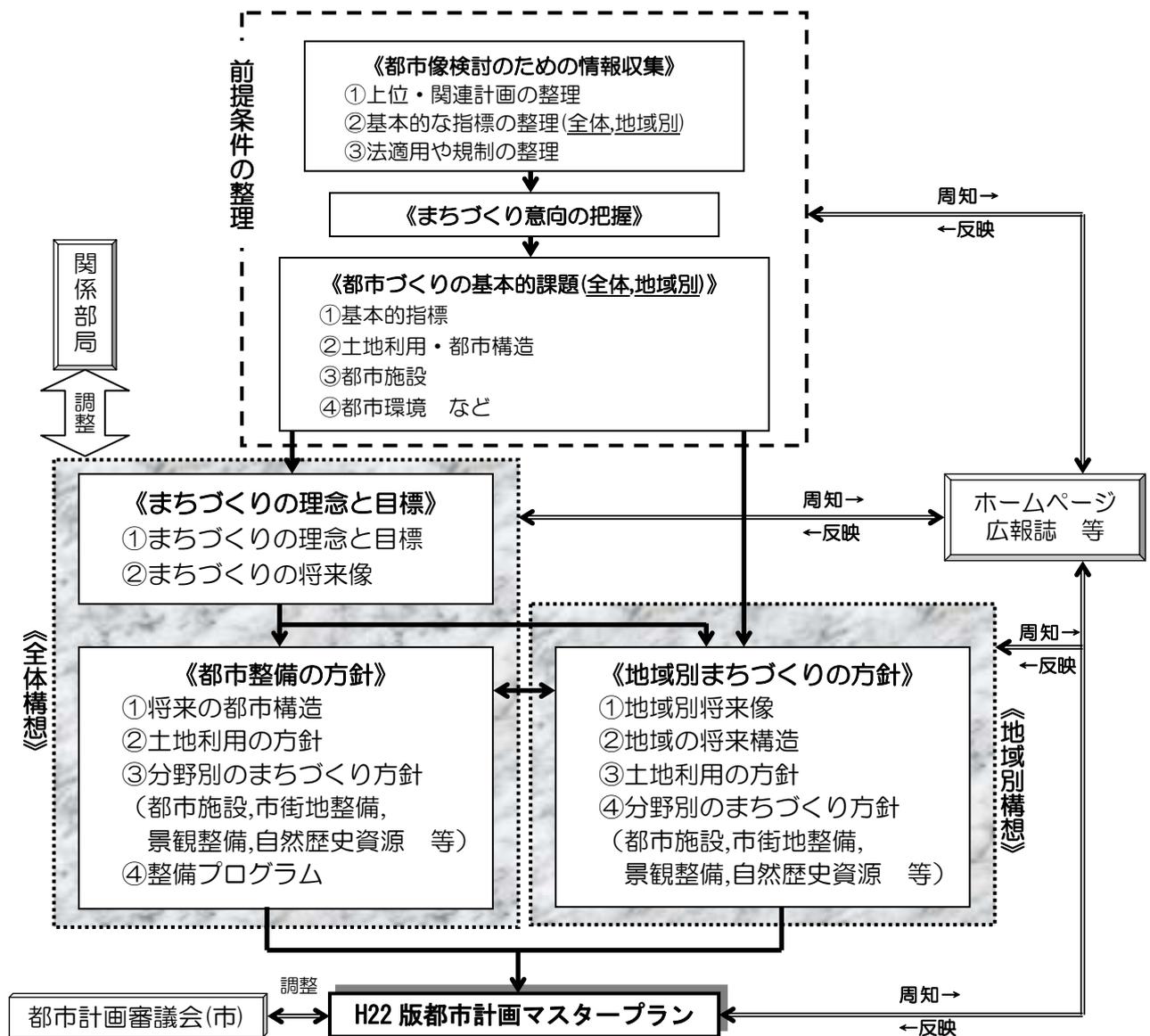
都市計画マスタープランは大別して、①豊前市全体の基本方針となる「全体構想」、②地域別の基本方針となる「地域別構想」により構成されます。（前提条件の整理として、両構想検討のための情報収集、課題の検討などを事前に行います）

◎全体構想：将来の目標フレーム、都市像、都市像実現のための施策など

◎地域別構想：地域別将来像、実施すべき施策の方向、施策推進地区の方針など

なお、本市においては「全体構想」は市全域を対象とし、「地域別構想」は市全域を5つの地域に区分して策定します。

※本来、都市計画マスタープランの策定区域は都市計画区域内であります。市全体の都市構造や山間部の地域振興を考察し、市全体を対象として全体構想を策定します。



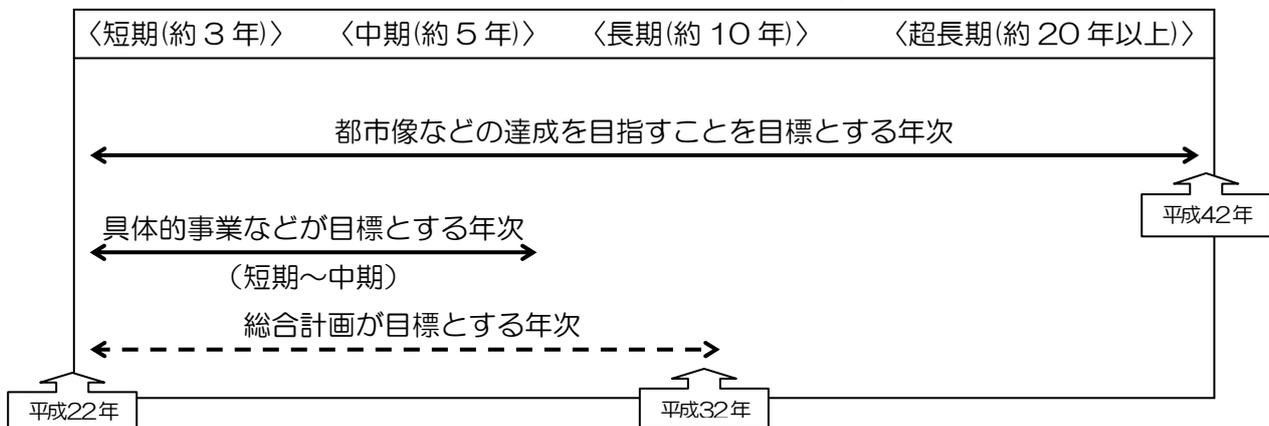
1-3 目標年次と見直し時期

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標年次として設定します。

年次の設定にあたっては、上位計画である総合計画と整合を図る必要があります。本 H22 年度版都市計画マスタープランは、前回の計画期間（平成 15 年～24 年）を踏まえ、平成 22 年度を初年度とし平成 42 年(西暦 2030 年)を目標年次とします。

また、本 H22 年度版都市計画マスタープランは、市総合計画の将来ビジョンに大幅な変更があった場合、大規模プロジェクトが具体性を帯びてきた場合および広域的な上位計画における本市の位置づけなど大幅な変更があった場合などには、計画内容の整合を図るために見直し・改訂が必要となります。

■H22 年度版都市計画マスタープランの目標年次の考え方



1-4 策定エリア

都市計画マスタープランの策定区域は、基本的には都市計画区域とされていますが、本市においては、まちの活性化や地域振興などの観点より、都市計画区域外も含めた市全体を対象エリアとし、市全体の都市構造や将来像を考察します。なお、地域別構想の地域区分は、次頁に示します。

図1-2 地域区分図

